

# 特例欠席について（インフルエンザ）

保健管理センター 2017.1

## <登校停止期間>

発熱の翌日より5日経過かつ解熱後2日を経過

## <特例欠席の手続き>

1. 医療機関でインフルエンザの診断を受けた方は、上記登校停止期間を経過後、**学務課**で特例欠席の手続きをしてください。

\*尚、特例欠席申請書がある場合は、保健管理センターでも証明印を押します。

2. インフルエンザ治療薬を処方された場合、**処方箋等\***が証明になります。手続きの時に必ず持参してください。処方箋等がない場合は診断書が必要です。

(\*処方箋等：処方箋や領収書でインフルエンザの診断や処方が確認できる書類)

**Q5.** インフルエンザの「発症した後5日を経過」とは、どのように数えるのですか。 また、「発症」した日とは、熱が出た日のことを指すのですか。

### 【回答】

「発症した後5日を経過」については、症状が出た日の翌日を1日目として数えます。例えば、水曜に発症した場合は、翌日の木曜が1日目になりますので、「発症した後5日を経過」し、登校（園）が可能になるのは、翌週の火曜になります（ただし、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過した場合）。

また、インフルエンザは、高熱が出た日を指して「発症」とする場合が多いと予想されます。いずれにせよ、医師等に相談の上、適切な対応をしてください。

なお、インフルエンザをはじめとする第二種の感染症については、症状により学校医又はその他の医師において感染のおそれがないと認めた場合には、登校（園）は可能です。

例）発症した後5日を経過した場合の登校（園）許可の日。ただし、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過したものとす。

